【第１条による改正】熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正１４年告示第２５号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
| --- | --- |
| 第１条～第２４条　（略） | 第１条～第２４条　（略） |
| 第２５条　退隠料ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス__ | 第２５条　退隠料ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス但シ株式会社日本政策金融公庫ニ担保ニ供スルハ比ノ限ニ在ラズ |
| ２　（略） | ２　（略） |
| 第２６条～第４２条　（略） | 第２６条～第４２条　（略） |
| 附　則　（略） | 附　則　（略） |
| 別表　（略） | 別表　（略） |

【第２条による改正】熊本市職員共済組合条例（昭和３０年条例第２７号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
| --- | --- |
| 第１条～第２２条　（略）<br>（給付を受ける権利の保護）<br>第２３条　この条例に基づく給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。 | 第１条～第２２条　（略）<br>（給付を受ける権利の保護）<br>第２３条　この条例に基づく給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。**ただし、年金である給付を受ける権利を、株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。** |
| 第２４条～第５４条　（略）<br>附　則　（略） | 第２４条～第５４条　（略）<br>附　則　（略） |
| 別表第１～別表第５　（略） | 別表第１～別表第５　（略） |

【第３条による改正】熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和３５年条例第１７号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
| --- | --- |
| 第１条～第１０条　（略）<br>（譲渡等の禁止）<br>第１１条　給付を受ける権利を有する者は、その権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。<br>２　（略）<br>第１２条～第２７条　（略）<br>（高額所得による退職年金の停止）<br>第２８条　退職年金は、その年額が１１万円以上で、これを受ける権利を有する者の前年における退職年金以外の所得の年額が５５万円を超えるときは、退職年金の支給年額１１万円を下らない範囲内において、次の区分によって、その支給を停止する。<br>(1)～(4)　（略）<br>２　前項の退職年金以外の所得の年額は、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２条に規定する総所得金額の計算の例により計算するものとする。<br>３・４　（略）<br>第２９条～第６６条　（略）<br>附　則　（略）<br>別表第１～別表第７　（略） | 第１条～第１０条　（略）<br>（譲渡等の禁止）<br>第１１条　給付を受ける権利を有する者は、その権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。<br>２　（略）<br>第１２条～第２７条（略）<br>（高額所得による退職年金の停止）<br>第２８条　退職年金は、その年額が１１万円以上で、これを受ける権利を有する者の前年における退職年金以外の所得の年額が５５万円を超えるときは、退職年金の支給年額１１万円を下らない範囲内において、次の区分によって、その支給を停止する。<br>(1)～(4)　（略）<br>２　前項の退職年金以外の所得の年額は、所得税法（昭和２２年法律第２７号）第９条に規定する総所得金額の計算の例により計算するものとする。<br>３・４　（略）<br>第２９条～第６６条　（略）<br>附　則　（略）<br>別表第１～別表第７　（略） |

【第４条による改正】熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３９号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
| --- | --- |
| 第１条・第２条　（略） | 第１条・第２条　（略） |
| 第３条　非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。 | 第３条　非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。 |
| ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 | ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。**ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。** |
| 第４条～第２８条　（略） | 第４条～第２８条　（略） |
| 附　則　（略） | 附　則　（略） |
| 別表　（略） | 別表　（略） |